

## 書籍『金融機関行職員のための マネー・ローンダリング対策Q&A [第3版]』 追加情報

本書における FATF 第4次対日相互審査結果ほか、発刊後の事情等について、下記のとおり追加情報としてお知らせいたします。

### 記

#### ●「Q2」関連（ガイドライン・FAQの改訂等：本書6頁4行目以下を読替一下線部は更新箇所）

その後、平成31（2019）年4月10日および令和3（2021）年2月19日にはガイドラインが改正されています（Q6・Q7参照）。

また、令和3年3月26日には、これまで蓄積されてきたガイドラインの各項目に対する質問と回答がとりまとめられ、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」として公表され、ガイドラインの各項目で求められる、または期待される対応の目線や解釈が詳細に示されています。さらに、本FAQは、金融庁によるモニタリング等において、ガイドラインで対応を求めている事項について同庁の考え方が十分浸透していないことが認められたとして、令和4年（2022年）8月5日に一部改訂され、さらに令和6年（2024年）4月1日以降、金融機関は整備された態勢の実効性をより一層向上させる段階に入ることから、リスク分析に基づく各金融機関の創意工夫・主体的な対応を促進するため、FAQの一部項目が同月2日に再改訂されています（計159ページ）。

このように、継続的にガイドラインやFAQの改正・改訂を通じた当局の目線の詳細化・高度化が図られており、各金融機関としても、こうした動きに迅速に対応していくことが求められます。

#### ●「Q3」関連（FATF第4次審査の結果概要と課題：本書9頁以下に追加一下線部は更新箇所）

### 4. FATF第4次審査の結果概要と課題

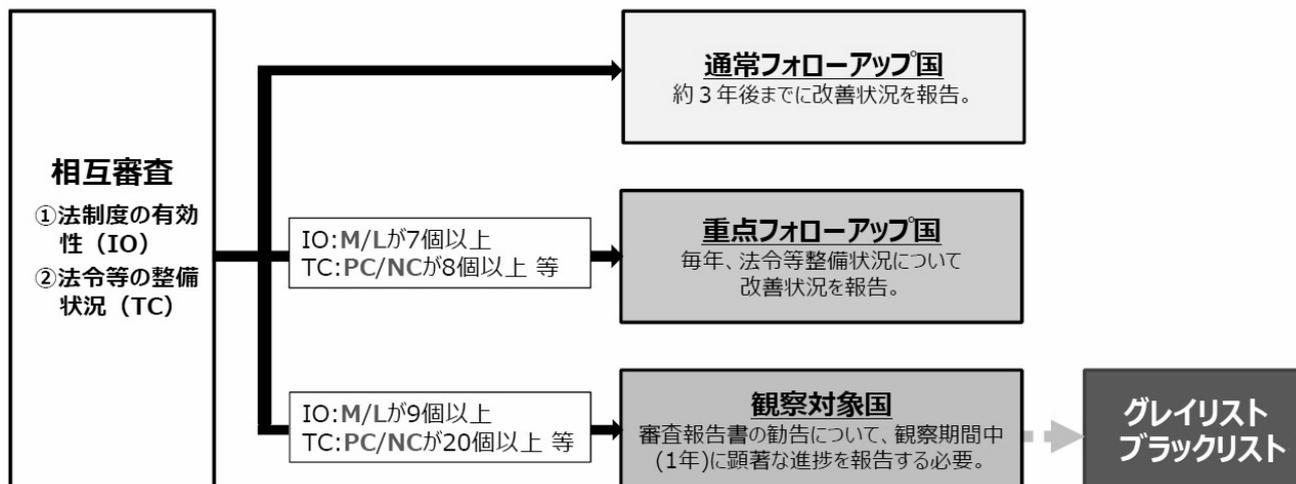
#### (1) 日本は「重点フォローアップ」の対象に

FATF第4次対日審査の結果は、2021年8月31日に公表されました。その中では、技術的遵守状況に係る40項目のうちC（Compliant）が4、LC（Largely Compliant）が24、PC（Partially Compliant）が10、NC（Non-Compliant）が1、N/A（適用無し）が1、有効性に係る11の項目のうちH（High）が0、S（Substantial）が3、M（Moderate）が8、L（Low）が0という結果となりました。

これにより、日本は「重点フォローアップ」の対象とされました（審査結果に応じたその後の対応については、次葉【図表】を参照）。

審査結果報告書においては、「事業者の義務の理解・導入（事業者ごとのリスク評価、リスクベースでの継続的な顧客管理、取引モニタリング、資産凍結措置の実施、実質的支配者情報の収集と保持を優先）」、「リスクベースでの監督を強化する（オフサイト・モニタリングとオンサイト検査の組合せについて、頻度及び包括性を強化することや、抑止力ある行政処分と是正措置が適用されることを含む）」などをはじめとする、日本が優先的に取り組むべき事項が挙げられました。

【図表】相互審査の結果に応じた分類



(出所) 財務省 Web サイト (図表を一部加工)

その後、国内では未達成項目の態勢整備が進められ、2022年9月の第1回フォローアップ報告結果、2023年10月の第2回フォローアップ報告結果を経て、技術的遵守状況に係る40項目のうちC (Compliant) が4、LC (Largely Compliant) が29、PC (Partially Compliant) が6、NC (Non-Compliant) が0、N/A (適用無し) が1と法令等整備状況を中心に改善が進んでいます。

2028年にはFATF第5次対日相互審査が実施され、有効性を中心に改善状況が審査される予定ですので、日本政府としては、それまでに指摘事項を踏まえた有効性の向上などを的確に実施する必要があります。

## (2) 日本政府の動き

上記の評価結果を踏まえ、審査結果公表と同日付で、日本政府は、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」(以下「行動計画」という)を公表しました。

行動計画では、検査監督の強化、金融機関等のリスク理解の向上、継続的顧客管理の完全実施など、全26項目にわたる施策が示されています。また、金融庁も、検査要員の確保等による検査監督体制の強化などを実施しており、多くの金融機関に対する立入検査が実施されています。

その後、上記行動計画の実施期限の到来に伴い、第5次対日相互審査も見据え、国内マネロン等対策の実効性を高めるとともに、リスク環境の変化に対応するため、令和6(2024)年4月17日、新たに「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024・2026年度)」が策定されました。

## (3) 継続的顧客管理に関する課題

リスク低減措置の中核に位置付けられるのは顧客管理ですが、その中でも、金融機関における目下の課題となっているのは、「継続的顧客管理」です。

継続的顧客管理に関する取組みは、従来の日本の金融実務には無かったものであり、その実施範囲や方法についても確定したプラクティスが存せず、各金融機関においては、半ば手探りでの対応が進められている状況で、多くの金融機関では、顧客にDMを送付することによる顧客情報の更新の取組みが進められています。もっとも、金融機関にとってこれが大きな負担ともなりうることも事実です。そこで、金融庁は、ガイドラインに関するFAQの中で、リスクベース・アプローチの考え方に従い、リスクが低い顧客の中から、以下の要件を満たす顧客をSDD (Simplified Due Diligence) の対象として定め、モニタリングを継続しつつもDMの送付などの積極的な対応を留保することを許容する考え方を示しています。

(SDDを適用できる対象の想定……FAQ (2024年4月改訂版に更新) から抜粋)

- ① 全ての顧客に対して、具体的・客観的な根拠に基づき、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に係るマネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を総合して顧客リスク評価を実施し、低リスク先顧客の中からSDD対象顧客を選定すること
- ② 定期・随時に有効性が検証されている取引モニタリングを適用して、SDD対象顧客の取引が把握され、不正取引等を的確に検知するための態勢を構築していること
- ③ SDD対象顧客についても、取引時確認等を実施し、顧客情報が更新された場合には、顧客リスク評価を見直した上で、必要に応じて顧客管理措置を講ずることSDD対象顧客に対して顧客リスク評価の見直しを実施した場合に、再度SDD先と整理することを妨げるものではありません)

上記①から③までを充たした上で、自社の顧客等のリスクを分析し、SDD対象顧客を選定することが求められます。また、以下(注1)から(注3)までも、リスク分析にあたって考慮することが考えられます。

(注1) 法人や営業性個人は、取引関係者や親子会社等、関与する者が相当に存在することが多く、法人や営業性個人の行う取引に犯罪収益やテロリストに対する支援金等が含まれる可能性が相応にあるものと考えられます。

(注2) 本人確認済みでない顧客(1990年10月1日より前に取引を開始した顧客等)は、顧客情報が正確でないことによりリスク評価や疑わしい取引の検知を適切に実施できない可能性があるため、本人確認済みでないという事実や当該顧客の取引履歴データ等も踏まえてリスクを分析する必要があるものと考えられます。

(注3) 直近1年間において、捜査機関等からの外部照会又は口座凍結依頼を受けた実績がある顧客や疑わしい取引の届出実績のある顧客は、犯罪に関与又は巻き込まれている等のリスクが相応にあるものと考えられます。

金融機関においては、こうしたSDDの考え方を取り入れつつ、また、アプリや窓口での取引等も活用した効果的な顧客情報の更新に取り組む必要があります。

しかし、こうした活動は継続的顧客管理の一つの側面にすぎないことにも注意が必要です。

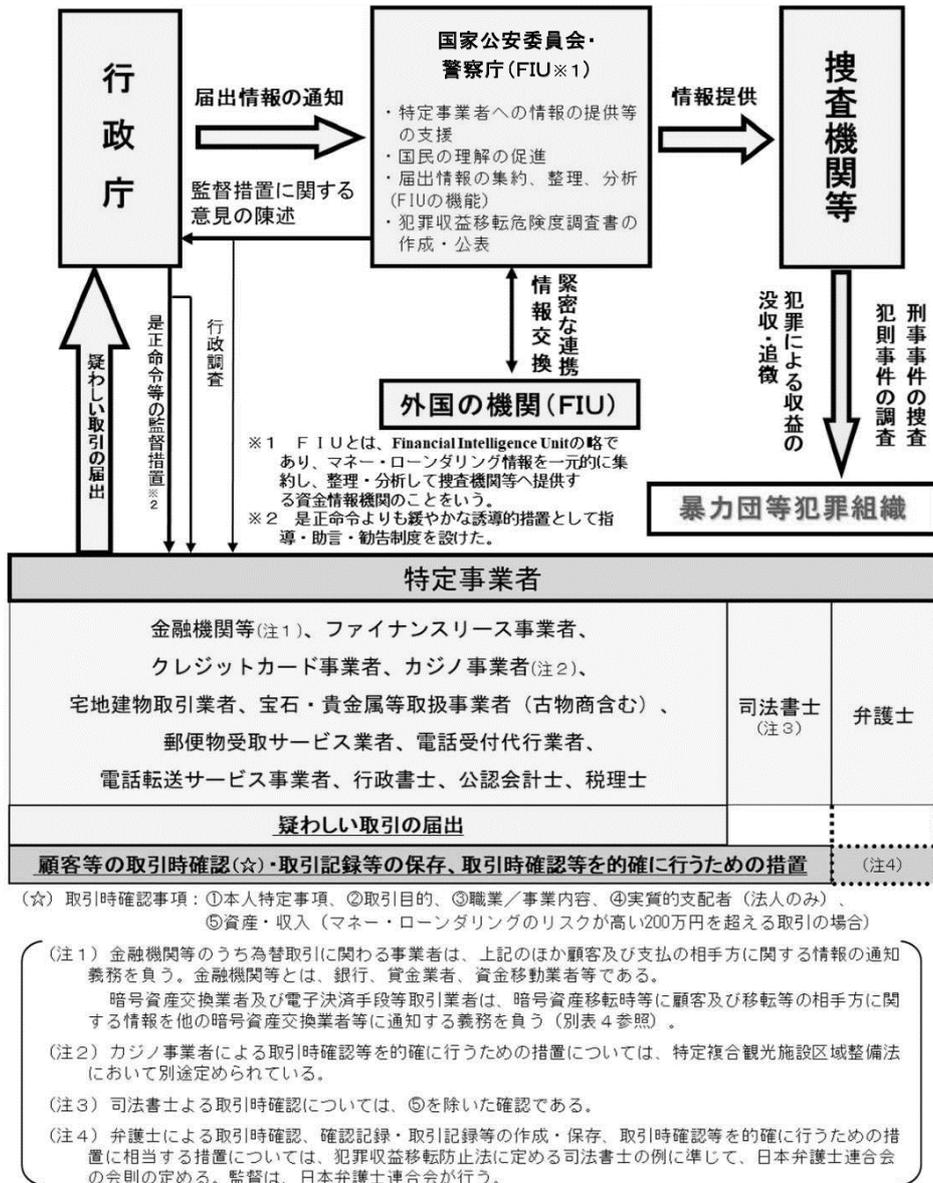
これに関して、FATFからは、「継続的顧客管理について、金融機関は、金融庁AML/CFTガイドラインの規定に従い、正確かつ適切な顧客情報を保つためのシステムの構築を開始している。しかしながら、継続的顧客管理措置は、収集された顧客情報の更新及びリスト照合に限定されているように見られる。この手法に従って継続的顧客管理に係る措置を実施しても、金融機関が、顧客の特性と業務内容を結びつけ、予測される顧客の取引パターンからの逸脱の可能性を検知できるようにはならない」と指摘されています。

この指摘は、更新された情報をいかに活用してマネロン等リスクを低減するかという継続的顧客管理の実施趣旨を改めて認識すべきことを求めるものといえます。具体的には、更新された顧客情報を踏まえて、顧客のリスクを適切に見直し、かかる見直されたリスクに基づく取引モニタリングやフィルタリング、スクリーニング等の措置を実施する体制を整えていくことがより重要であると考えられます。なお、顧客リスク評価の見直しについては、本書Q16の4.もご参照ください。

## ●「Q8」関連(犯罪による収益の移転防止に関する法律【図表3】の更新)

令和6(2024)年4月1日施行の改正犯罪収益移転防止法において、司法書士・行政書士・公認会計士・税理士が取引時確認を行う際には、本人特定事項の確認に加え、新たに取引目的等(取引を行う目的、職業

／事業の内容、実質的支配者)の確認が義務付けられ、行政書士・公認会計士・税理士については、守秘義務に係る事項を除き疑わしい取引の届出が義務付けられ、さらに高リスク取引においては、疑わしい取引の届出を行うべきかの判断のために、資産及び収入の状況の確認を行わなければならないこととされました。これを受けた図表(2024年4月1日時点)は下記の通りです。



●「Q38」関連：(為替取引分析業者：本書122頁に追加一下線部は更新箇所)

取引モニタリング・フィルタリングシステムの導入・維持については多大なコスト負担が伴うため、一般社団法人全国銀行協会は、2023年1月、「株式会社マネー・ローンダリング対策共同機構」を設立しました。2024年6月現在、同機構ほか、SCSK RegTech Edge 株式会社、株式会社バンク・ビジネスファクトリー株式会社の3社が、資金決済法に基づく為替取引分析業者として許可を受け、取引モニタリングなどのAIスコアリングサービスなどの共同システムの提供等によりAML/CFT業務の効率化・共同化を図っています。

以上